

### ③経済的負担のサポート

#### ○ 紙おむつの医療費控除

主治医が治療上紙おむつを使用することが必要であると認めた場合、紙おむつ購入の金額が医療費控除の対象となる場合があります。

(所得税・住民税を課税される方が本人又は被扶養家族の医療費、おむつ代等の金額を支払ったとき。)

【問い合わせ先】健康長寿課 介護担当

#### ○ 所得税・住民税申告の際の障害者控除

障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方でも、寝たきりや認知症により日常生活に支障があり、一定の基準を満たす場合には、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することで控除を受けることができます。

この認定は、本市の障害者控除対象者認定基準にもとづき決定します。

【問い合わせ先】 税金・控除額については

・・・税務課 市民税担当

「障害者控除対象者認定書」の交付については

・・・健康長寿課 介護担当

#### ○ 医療費の負担額が高額になった時

医療機関に支払った1ヶ月の自己負担額が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。

\*自己負担限度額は、所得により異なります。

【対象者】 1. 国民健康保険加入者で74歳までの方

※対象者にはお知らせを送付します。市役所で申請の手続きをしてください。

2. 後期高齢者医療制度の方

・75歳以上の方

・65歳以上74歳の方で、一定の障害がある方

【問い合わせ先】市民課 国民健康保険担当

## ○ 重度心身障害者の医療費助成制度

心身に重度障害を持つ方が医療機関等で健康保険を使って診療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担のうち、医療費分を公費で助成します。

【対象者】医療保険に加入している方で、次の要件《1》《2》に該当する方が対象です。

《1》 次のいずれかにあてはまること

●身体障害者手帳 1級～3級

●療育手帳 A

●精神障害者保健福祉手帳 1・2級

●障害年金 1・2級

《2》 本人及び本人の生計維持者の所得が一定額未満であること。

【問い合わせ先】福祉課 障害担当

## ○ 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

在日外国人などの高齢者で、国民年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができなかった方に、福祉給付金を支給します。

【対象者】昭和61年3月31日以前から日本に居住し、本市に住民登録をしている方または本市に係る被措置者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方。※その他要件があります。

【問い合わせ先】健康長寿課 高齢者担当



## ●金銭管理などのお手伝い●

### ○ 日常生活自立支援事業

高齢者や障害者、疾病等の影響により、判断能力に不安がある方が地域でできる限り自分らしく生活をしていくために、介護保険や福祉サービスの利用に関する相談やサービスの利用手続きを支援したり、それに付随した日常的な金銭管理のお手伝いを行い、利用する方の生活支援を行います。

【対象者】自己決定能力が低下しているために、様々なサービスを利用するための手続きや日常的なお金の管理に不安がある方。または、うまくできない方。

※事業の利用契約を行うため、契約の内容を理解できること。

※契約の内容の理解が難しい場合は、成年後見制度を利用することとなります。

【利用者の負担金】・1時間以内 1,500円

(1時間を超える場合は、15分ごとに375円加算)

・交通費 1kmあたり30円

・書類等預かりサービス 月額300円

【問い合わせ先】富士吉田市社会福祉協議会 (23-8105)



## ○ 成年後見制度

富士吉田市では令和6年度より中核機関が設置されました。中核機関では、認知症・脳血管疾患・障がい等により、判断能力が十分ではない方の権利が尊重され、安心して生活ができるように成年後見制度の利用相談や利用支援を行います。

☆成年後見制度とは、

判断能力が低下しているために、預貯金や財産の管理や各種サービスの利用契約行為などが難しくなったときに、援助者（後見人等）が、ご本人に代わって貯金や不動産などの財産を管理したり、本人に必要なサービスの契約を行い、本人に不利益にならないように保護・支援するための制度です。日常生活自立支援事業の範囲は、日常的な金銭管理ですが、成年後見制度の場合は、預貯金以外の負債・証券等の財産管理・不動産の管理、相続手続き、施設入所契約など、法律行為全般を行います。

【対象者】 認知症・脳血管疾患・障がい等により判断能力が不十分な人

※判断能力の程度は、医師の診察を受けて、決定されます。

【手続き場所】 家庭裁判所

地域包括支援センター（富士吉田市中核機関）では、

- ・ 一般的な権利擁護に関する相談
- ・ 成年後見制度の詳しい説明やその他窓口の紹介
- ・ 成年後見制度の申立て（利用手続き）の支援 などを行っています。

【相談の具体例】

- ・ 銀行で本人の同意がないので、預貯金の引き出しができないと言われた。
- ・ 訪問販売等で、必要のない商品を次々買ってしまって困る。
- ・ お金の管理が難しくなり、お金を無くしたり、騙されないか心配。
- ・ 身寄りがいないので、将来お金の管理が心配。 など

このような場合に、成年後見制度の利用により解決できる可能性があります。